

6.7.23
2757

第 四 號 吉 田 茂 昭和六年七月二十一日 橋本能保利 常務理事 津田 一 郎 殿	協同會大阪支所長 草 間 時 郎	労働争議解決報告書
争議發生場所 工 場 名 稱 事 業 主 名 (法人) ニアツテ(労働者)代表人	大坂東区津田本中野甲第一 柳川硝子製造 部 硝子硝子製造	資 公 稱 類 五万回
男女別 男 工 女 工 計	労働組合關係 全 争 議 期 間	前期ノ損益狀況 上旬月十五日前日欠控
争議發 生ヲ見ル ニ至リシ 概 要	労働組合關係 全 争 議 期 間 昭和六年七月八日 昭和六年七月二日 五日間	争議發生 年月日 争議終結 年月日
<p>労働組合關係 全 争 議 期 間 昭和六年七月八日 昭和六年七月二日 五日間</p> <p>労働組合關係 全 争 議 期 間 昭和六年七月八日 昭和六年七月二日 五日間</p>		

要 求

- 一、労働組合を承認し解雇を取消し直ぐに復職せしむる事。
- 二、現在十労働者ノ人時を減らす事。
- 三、職取利ノ増上曰致利ニ改メ日改ニ則シテ上ルル。
- 四、労働者及職中面ヲ制定セリト。
- 五、定期昇給ヲ実施スル事。
- 六、此ノ争議ニ絶対犧牲者ヲ出サズルニテ。
- 七、争議中曰致ノ全額を此例ニ依テ負担スル事。
- 八、争議費用ノ金此ノ水ヲ負擔スル事。

決 解

- 一、職中面申英不外ニ依テ解雇を取消スル事。
- 二、解雇者ニ対シテハ解雇中面トシテ労働者ノ未出賃取手者分ヲ(争議中面)ニテ七月ノ増上額トシテ負担スル事。
- 三、解雇中面外全一対シテ之ニ依テ負担スル事。

昭和六年七月二十一日
労働組合代表 柳井 俊一
専断人 庄 隆一

法人 吉 田 茂